

教職員評価・人事制度検討部会設置要項

(平成 17 年 11 月 10 日学長決定)

改正 平成 19 年 6 月 6 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

- 1 国立大学法人群馬大学人事の方針（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づき，教職員評価等人事制度に係る中期計画の円滑な実施を図るため，教職員評価・人事制度検討部会（以下「部会」という。）を設置する。
- 2 部会は，次の各号に掲げる事項を検討する。
 - (1) 教職員の評価制度の策定
 - (2) 評価に対する苦情・不服申立ての処理制度の策定
 - (3) 人事管理に関する中長期的計画の策定
 - (4) その他人事制度に関する重要事項
- 3 部会に次の各号に掲げる部会員を置く。
 - (1) 教育・企画担当理事
 - (2) 研究担当理事
 - (3) 総務・財務担当理事
 - (4) 総合情報メディアセンター長
 - (5) 総務部長
 - (6) その他関係教職員の中から学長が指名する者
- 4 部会に部会長を置き，教育・企画担当理事をもって充てる。
- 5 部会に次の各号に掲げる専門部会を置き，学長が指名する者をもって構成する。
 - (1) 教員評価実施専門部会
 - (2) 職員評価実施専門部会
 - (3) その他部会長が必要と認める専門部会
- 6 専門部会長は，学長の指名する者をもって充てる。
- 7 専門部会に，必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- 8 ワーキンググループは，専門部会長が指名する者をもって構成する。
- 9 部会長が必要と認めたときは，部会員以外の者を部会又は専門部会に出席させ，その意見を聞くことができる。
- 10 部会の事務は総務部人事労務課において行う。